

随意契約理由書

(件名) 岬受水場1系配水池排水管漏水修理工事

本件は、岬町淡輪 2465-1 の岬受水場 1 系配水池の排水管の破損に伴う漏水修理を行うものである。

直ちに修理しなければ、運用と施設周辺の道路や水田へ影響を与えるおそれがあるため、緊急で修理を行う必要があった。

補修にあたっては、地元業者である株式会社岬水道商会に問い合わせたところ、過年度に受水場内の施設整備や修理実績があり、施設構造に精通しており、且つ直ちに資機材・労力の手配が可能であるとの回答があった。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号の規定により株式会社岬水道商会と随意契約することとする。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条(同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号)の規定により、比較見積り書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 岬水道センターほか監視制御設備改良工事

本件は、岬水道センターのほか4か所に設置している監視制御設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である監視制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。工事後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが保有する特殊機材や機器が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、当該設備を設計・製作した株式会社東芝関西支社の一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社東芝関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第1号)の規定により、比較見積書を省略する。